

平成27年 6 月 30 日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 寺林 俊幸

総務文教常任委員会報告書

平成27年 6 月 9 日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。
記

1 委員会開催日

平成27年 6 月 9 日、16日、25日（3日間）

2 審査事件

陳情第 3 号「憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法「改正」反対を求める意見書」の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

歴代内閣は、一貫して集団的自衛権の行使は憲法上許されないとしてきましたが、安倍内閣は昨年 7 月、半数以上の国民が反対する中、憲法解釈変更による集団的自衛権行使容認の閣議決定を行いました。集団的自衛権行使に対して各地域で反対の議会決議を採択するなど、自治体が政府批判の決議を上げる異常な事態となっています。

安全保障の根幹に関わる基本方針を一内閣の一存で転換することは、それまで国会で積み上げてきた論議を否定し、明らかに国民不在の政治であって、立憲主義に反します。このことは最高法規である日本国憲法の権威や信頼性を失墜させるもので、法治国家の存続さえも危ぶまれるもので、決して看過することはできません。

安倍政権は、「閣議決定」をもとに、今次通常国会で集団的自衛権行使容認に向けて、自衛隊法や武力攻撃事態法の「改正」など、安全保障制度の整備を進めようとしています。こうした民主主義を揺るがす憲法解釈変更による集団的自衛権行使の閣議決定の撤回を求めるとともに、歴代内閣の見解を堅持し、「閣議決定」を根拠とした関連法の「改正」を行わないように求めます。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、起立採決で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。